

意見書

2022年3月6日

横浜地方裁判所民事部御中

住所

藤井 本先生



私は臨床医師および医学研究者として滋賀医科大学特任教授を含めて過去35年以上 我が国で医師として泌尿器科癌特に前立腺癌の臨床、研究、教育に携わってきたものであります。

医師としての立場として、横浜地裁において藤井氏らを被告とした民事訴訟（別件訴訟一審）において日本禁煙学会理事長である作田学医師が **A娘** に対し作成し、裁判資料として用いられた診断書（訴状における本件診断書①）について以下、私の医師としての知識経験を踏まえて意見を申し述べます。

そもそも 医師が診断書を公的に発行するという行為は、診断書が法律関係の証明書類として重要な判断材料になりえるものであり この点に鑑みて、その内容を偽る行為を取り締まる目的で“虚偽診断書作成罪・同行使罪”が存在し、罰則を設けているものです。参考資料に上げましたように、対象患者に対して無診察（診断書発行時点とそれ以前に一度も診察をしていないという状況を指す）での診断書発行が医師法20条違反に該当することは、作田医師に対する横浜地裁（訴状における別件訴訟一審判決）で言い渡された判決文にあるとおりであります。

作田医師のおこなった行為は単に医師法20条違反にとどまるものではありません。診断書とは直接診察することにより得られた客観的事実のみに基づいて記載されるべきものであり、客観的事実と反する内容を記載すれば これはすなわち虚偽診断書作成罪に該当します。また参考資料にあげたとおり、これまで無診察での診断書発行は即、客観的事実に基づかない診断書として虚偽診

断書作成に該当すると司法判断されています。

さらに作田医師の作成した診断書について別件訴訟一審判決文は作田医師の診断書作成理由について法的手段をとるための布石とするといった一種の政策目的と認定しています。つまり、横浜地裁における別件訴訟一審判決は

“作田医師の目論見である禁煙政策の普及目的で、医師法 20 条違反を犯してまで虚偽診断書作成罪・同行使罪に該当する行為に至った”と判断していることになります。

つまり、別件訴訟一審判決において作田医師の診断書作成行為は作田医師が目指す政策目的達成のために確定的故意に基づき虚偽の診断書を発行し、行使したと司法判断されたわけです。

そしてこの診断書の行使により、原告藤井氏とその家族は、まったく客観的根拠がないにも関わらず、高額の損害賠償を要求された別件訴訟の被告にでっちあげられたわけあります。

このような作田医師がおこなった医師の裁量権を大きく逸脱した違法行為に対する適切な損害賠償が認められなければ、診断書を利用した確定的故意による虚偽診断書作成が今後も横行することが強く懸念されます。

このような行為を見過ごせば、医師が発行する診断書に対する社会の信用は大きく失墜することは必定です。医療行為は患者と医師の信頼関係を前提に成立するものであるからにして、作田医師の行った行為は、患者と医師の信頼関係によって成立する医療の仕組みを破壊する行為であります。この点から作田医師のおこなった行為は、医療における患者と社会の信頼を構築するために日々黙々と努力をしている多くの医療従事者に対する冒流行為であると考えます。横浜地裁民事部におかれましては、本件における作田医師の行為が持つ社会的悪影響を真摯に吟味いただき判断いただくことをお願いし、私の意見書とさせていただきます。

参考資料

福岡高裁宮崎支部平成元年3月14日判決

虚偽診断書作成罪は医師が公務所に提出すべき診断書等に虚偽の記載をしたときに成立するものであり、また自ら診察しないで診断書を交付した医師法違反の罪はその所為をもって成立するところ、自ら診察しないで診断書を作成することはそれ自体診断書の内容に虚偽を記載することにもなるのであるから、上記は1個の行為で2個の罪名に触れるものである。

大審院大正5年1月27日判決・大審院刑事判決録第22輯第2巻

因て按するに、医師が公務所に提出すべき診断書を作成するに当り診察の結果其認知したる事項に反する記載を為したる場合はもちろん、自ら診察を為さずして診断書を作成し之に診断に関する虚偽の記載を為したるものはいずれも診断書の内容に関し虚偽の記載を為したるものなるが故に刑法第160條に医師公務所に提出すべき診断書に虚偽の記載を為したるときとあるに該当し・・・